

国立大学法人北海道大学大学院農学研究院・大学院農学院・農学部と 林野庁北海道森林管理局との森林・林業・木材分野の連携と協力に関する 協定書

国立大学法人北海道大学大学院農学研究院・大学院農学院・農学部(以下「甲」という。)と林野庁北海道森林管理局(以下「乙」という。)は、次のとおり協定書を締結する。

(目的)

第1条 本協定書は、甲及び乙が相互に森林・林業・木材分野に関し連携・協力することにより、北海道における適切かつ効率的な森林整備、森林資源の利活用の推進、自然環境の保全並びにこれらに取り組む人材の育成を推進し、林業・木材産業及び北海道の持続的な発展に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 甲及び乙は、本協定書に基づき、次に掲げる事項について、それぞれが有する資源・人材・技術・知見を活用した効果的な取り組みを連携して実施するものとする。

- (1) 森林・林業技術の向上に関すること
- (2) 森林・林業関係の人材育成の推進に関すること
- (3) その他、甲及び乙の協議により必要と認められる事項

(連携会議の設置)

第3条 本協定書に関する連携・協力の実施に当たり、連携会議を設置する。

二 連携会議は毎年度開催するものとし、開催時期は甲及び乙協議の上設定する。

三 連携会議においては、毎年度の連携事項の計画策定及び連携を推進するための課題について協議する。

四 連携会議の事務局は乙が担当する。

(期間)

第4条 本協定書の有効期間は、本協定書の締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し特段の申し出がなければ、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議解決)

第5条 本協定書に定めのない事項、または、本協定書の条項の運用に当たり疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年7月15日

甲 札幌市北区北9条西9丁目
国立大学法人北海道大学
大学院農学研究院長
大学院農学院長
農学部長

横田 篤

乙 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局長

黒川 正美

国立大学法人北海道大学大学院農学研究院・大学院農学院・農学部と 林野庁北海道森林管理局との森林・林業・木材分野の連携・協力概要



国立大学法人北海道大学
大学院農学研究院・
大学院農学院・農学部

◆ 人類の生存基盤である資源・環境・エネルギーに関する地球規模の環境問題を解決し、地域の林業及びその関連産業の持続的発展に寄与するための最先端の教育・研究を行っている実績を基に、林野庁北海道森林管理局との緊密の連携によって、林業技術の向上、人材育成、地域活性化に取り組む。





林野庁北海道森林管理局

◆ 良質な水の供給、土砂災害の防止・軽減による道民の生命財産の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、持続的な北海道の発展に寄与するため、大学の有する知見の提供を受けながら、官学一体となった取り組みを推進する。

